

京都市告示第 177 号

平成21年12月9日 京都市告示第358号（京都市下京区要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改めます。

平成24年7月20日

京都市長 門川大作

第3項（要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号）の表を次のように改めます。

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市下京区役所福祉部	第1号
京都市下京区役所保健部	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都市崇仁保育所	第1号
京都市立開智幼稚園	第1号
京都市立楊梅幼稚園	第1号
京都府下京警察署	第1号
京都市立東総合支援学校	第1号
京都市立下京涉成小学校	第1号
京都市立洛央小学校	第1号
京都市立梅小路小学校	第1号
京都市立淳風小学校	第1号

名 称	児童福祉法第25条の 5各号の該当する号
京都市立醒泉小学校	第1号
京都市立光徳小学校	第1号
京都市立西大路小学校	第1号
京都市立七条第三小学校	第1号
京都市立七条小学校	第1号
京都市立下京中学校	第1号
京都市立七条中学校	第1号
社会福祉法人京都市下京区社会福祉協議会	第2号
京都市下京青少年活動センター	第2号
社団法人京都下京西部医師会	第2号
京都市中部障害者地域生活支援センター 「らくなん」	第2号
京都市中部障害者地域生活支援センター 「にしじん」	第2号
アソカ幼稚園	第2号
高倉幼稚園	第2号
ときわ幼稚園	第2号
七条幼稚園	第2号
八条幼稚園	第2号
本願寺中央幼稚園	第2号
松原幼稚園	第2号
龍谷幼稚園	第2号

名 称	児童福祉法第25条の 5各号の該当する号
知真保育園	第2号
たかせ保育園	第2号
五条愛児園	第2号
光林保育園	第2号
大谷保育園	第2号
たちばな保育園	第2号
下京ひかり保育園	第2号
西七条保育園	第2号
下京ひかり児童館	第2号
崇仁児童館	第2号
修徳児童館	第2号
七条第三児童館	第2号
七条第三児童館七条分室	第2号
格致つどいの広場	第2号
京都市下京民生児童委員会	第3号
京都市下京東部医師会	第3号
京都市昼間里親規則に基づき登録された下京区内 の昼間里親	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(下京区役所福祉部支援課)